

令和6年6月14日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 影 山 敬 二
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	事務部長 建設部長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教育長 迫 田 隆 範	教育部長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

事務局長 明 賀 克 博	次 長 石 田 和 也
議事係長 岸 田 博 美	政務調査主査 脇 坂 由 美

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（15日間）
第 2	報告第6号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 3	報告第7号 報告第8号 報告第9号 報告第10号 報告第11号	継続費繰越計算書について（令和5年度三次市一般会計予算） 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度三次市一般会計予算） 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度三次市土地取得特別会計予算） 事故繰越し繰越計算書について（令和5年度三次市一般会計予算） 繰越計算書について（令和5年度三次市下水道事業会計）
第 4	議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第66号	三次市税条例の一部を改正する条例（案） 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案） 三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市生産物等直売所設置及び管理条例及び三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
第 5	議案第67号 議案第68号	損害賠償の額を定めることについて 指定管理者の指定について
第 6	議案第69号	令和6年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）
第 7	議案第70号	令和6年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）

第 8	議会の活性化等について
-----	-------------

令和6年6月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和6年6月14日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	33
第 2	報 6	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	33
第 3	報 7	継続費繰越計算書について（令和5年度三次市一般会計予算）	34
	報 8	繰越明許費繰越計算書について（令和5年度三次市一般会計予算）	34
	報 9	繰越明許費繰越計算書について（令和5年度三次市土地取得特別会計予算）	34
	報 10	事故繰越し繰越計算書について（令和5年度三次市一般会計予算）	34
	報 11	繰越計算書について（令和5年度三次市下水道事業会計）	34
第 4	議 58	三次市税条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 59	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 60	三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 61	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 62	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 63	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 64	三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 65	三次市生産物等直売所設置及び管理条例及び三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	37
第 5	議 66	三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 67	損害賠償の額を定めることについて	40
	議 68	指定管理者の指定について	40
第 6	議 69	令和6年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）	41

第 7	議 70	令和6年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）…………… 44
第 8		議会の活性化等について…………… 45



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和6年6月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより令和6年6月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、竹田議員及び増田議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

ここで、福岡市長から発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。本会議に先立ちまして、私から行政報告を5点させていただきます。

去る6月1日に開催いたしました三次市市制施行20周年記念式典におきましては、国や県の来賓の方々を始め、市議会議員各位、関係機関・団体の皆さん、市民の皆さんなど、総勢750人もの多くの方々に御臨席を頂きまして、盛大に開催することができました。心から御礼を申し上げます。

また、式典におきましては、三次市消防音楽隊による演奏や、市内で活動されているオーケストラと7つの合唱サークルの共演が花を添えていただき、改めて地域の一体感を感じるとともに、本市の30年、50年先の持続的な発展に向けたスタートの年にふさわしい式典になったものと考えています。

引き続き、市民の皆さんとともに、この記念すべき節目の1年を盛り上げ、三次の元気づくりにつなげてまいります。

次に、循環型社会の実現に向けて、全国初の取組として開始した、不燃ごみ、粗大ごみのリユース実証実験について申し上げます。この取組の目的は、市民の皆さんや地域各事業所などで、身近に取り組めるリユースの意識づけを図り、ごみの削減などにつなげるものです。この取組は、本年4月26日に株式会社ヤクルト山陽と締結した包括協定に基づくもので、三次環境クリーンセンターに直接搬入された家庭からの不燃ごみなどをフリーマーケットアプリ「メルカリ」などで販売するものです。

去る5月30日に三次環境クリーンセンターで不燃ごみなどの選別作業を行い、株式会社ヤクルト山陽により6月5日からメルカリなどで販売を開始しており、今後、7月30日にも同様の選別作業を行う予定です。今年度末まで実証実験を実施し、結果を検証して、本格導入に向けた検討を進めることとしています。

次に、本市では安心して子供を産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちをめざして、子供や子育て家庭への支援に取り組んでいるところですが、去る6月12日にこどもまんなか応援サポーターに就任しましたので、その内容について申し上げます。

これは、こども家庭庁が掲げている、子供たちのために何が最もよいことかを常に考え、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するというこどもまんなか宣言の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体などをこどもまんなか応援サポーターと呼ぶものです。

本市もこの趣旨に賛同し、広島県を始め、県内全市町、様々な企業や団体などと共同でこのサポーターへの就任を宣言しました。

今後、広島県により車座会議などの開催が予定されているところですが、本市においては第3次三次市総合計画に掲げている子供の未来を応援するための各種子育て施策をしっかりと推進していくことで、こどもまんなか応援サポーターとしての役割を果たしてまいりたいと考えています。

次に、良好な施設の運営と市民サービスの向上などを目的に募集をしておりました、みよし運動公園のネーミングライツパートナーの決定について申し上げます。

本年3月から4月にかけて、みよし運動公園の愛称の命名を行う権利、ネーミングライツを取得していただく企業などを募集し、審査会での審査を経て、7月1日に株式会社電光石火とネーミングライツパートナー契約を締結する運びとなりました。これにより、みよし運動公園の維持管理などのための安定的な財源確保や、施設利用者へのサービス向上のほか、ネーミングライツパートナーによる広告効果、イメージアップ効果、地域貢献などの効果が期待される場所であり、みよし運動公園がこれまで以上に利用者の皆さんに親しまれる施設となるよう、指定管理者と連携しながら取り組んでまいります。

次に、中国地方の梅雨入りが間近となり、本格的な大雨シーズンへの備えについて申し上げます。

去る5月29日には、関係機関の参加のもと、大規模洪水想定訓練を実施し、本市の災害対策体制の確認及び能力の向上を図るとともに、訓練に合わせた避難情報などを発信し、市民の皆さんの防災意識の醸成を図ったところです。

また、今回の訓練では、本年3月に災害時における相互応援に関する協定を締結した徳島県三好市と愛知県みよし市の両市に対し、それぞれの市長とホットラインで接続し、応援要請に関する協力要請手順の確認なども行ったところです。

さらに、6月20日には、円滑な避難所開設運営の向上を図ることを目的として、自主防災組織や防災士ネットワーク会員の皆さんの参加のもと、避難所開設訓練を実施する予定としています。

こうした訓練などを通じて、災害は起きるもの、常に有事に備えるという考え方のもと、関係機関・団体との連携を確認、強化し、万全の体制で出水期への備えを行うとともに、防災メール、さらには公式SNS、音声告知放送などの情報ツールを活用して、避難情報などの迅速

な提供に努め、市民の皆さんの命と暮らしを守る取組を進めてまいります。

以上、定例会開会に当たりまして行政報告をさせていただきました。

今定例会につきましては、報告6件、議案13件を提案させていただいておりますので、議員の皆様におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（山村恵美子君） 日程第2、報告第6号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第6号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和6年4月3日に三次市布野町上布野1417番1地先、市道風越線の路上で発生しました、グレーチングの不備による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（12番 掛田勝彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 掛田議員。

○12番（掛田勝彦君） こういう内容の案件につきましては、過失割合の内容が、ほぼ市が10、相手方がゼロというのが一般的であるというふうな認識を持っております。このたびは過失割合を見ますと7対3ということになっておりまして、市の職員が頑張って折衝されたのかどうかということも想像するんですが、いずれにしても、この過失割合についてもう少し説明をして

いただければと思います。

以上です。

(建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 濱口建設部長。

○建設部長(濱口 勉君) 過失割合につきましては、裁判事例を参考に保険会社と協議をさせていただきまして、今回の事例とすれば、岐阜国道156号マンホール蓋不全貨物車衝突事件というのがありまして、そちらの過失割合が今回の事故事例と似通っておりますので、そちらの過失割合を使っておりますということです。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第3 報告第7号 継続費繰越計算書について(令和5年度三次市一般会計予算)  
報告第8号 繰越明許費繰越計算書について(令和5年度三次市一般会計予算)  
報告第9号 繰越明許費繰越計算書について(令和5年度三次市土地取得特別会計予算)  
報告第10号 事故繰越し繰越計算書について(令和5年度三次市一般会計予算)  
報告第11号 繰越計算書について(令和5年度三次市下水道事業会計)

○議長(山村恵美子君) 日程第3、報告第7号継続費繰越計算書についてから、報告第11号繰越計算書についてまでの報告5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました報告第7号から報告第11号までの報告5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第7号継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和5年度三次市一般会計予算継続費について、学校給食調理場整備事業1億5,444万1,772円を翌年度へ繰越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げるものです。

次に、報告第8号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和5年9月市議会定例会等において御可決いただきました。令和5年度三次市一般会計予算繰越明許費について、防犯カメラ移設事業ほか50件、合わせて19億651万9,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第9号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和6年3月市議会定例会において御可決を頂きました令和5年度三次市土地取得特別会計予算繰越明許費について、公共用地先行取得事業1,845万6,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第10号事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度から令和5年度に繰り越した県営幹線林道整備事業（比和新庄線）、445万6,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告申し上げます。

最後に、報告第11号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和5年度三次市下水道事業会計予算の繰越額について、建設改良費の下水道処理場整備事業3億4,401万5,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

以上、報告5件につきまして御報告申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 報告第7号の継続費について1点お伺いしたいというふうに思いますが、今日までの経費が27億657万余りあって、通次繰越が1億5,400万円余ることになると思うんですが、今年度予算額が1,972万3,000円でございます。今残っておる経費、残っておる仕事というのがあると思うんですが、今後どれだけ要るのか。この通次繰越も全部使うのか、そうではないのかということをお伺いしたいというふうに思います。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育部長。

○教育部長（宮脇有子君） 今、調整池のほうは1億3,675万4,200円ほど契約しているものがございます。この調整池のほうを今工事を進めておりまして、この工事、全体残っているところから調整池部分を引きますと3,741万572円、今のところ残金が出ておりますけれども、調整池の工事を今行っておりまして、どのようなことが起きるか分かりませんので、全額使いませんとは申し上げられませんが、使う金額のほうは少なくしながら鋭意努力しているところがございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（12番 掛田勝彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 掛田議員。

○12番（掛田勝彦君） 私は報告第8号と第9号から質問させていただきます。このペーパーだけを見ますと、先ほど説明がありましたように報告第8号は50件、20億円近くとなっております。なぜこんなに繰越額が多いんだろうかと、やはり思ってしまった。これ10号、11号は説明で繰越しの理由が書かれていたんですけども、8号、9号は理由がないということで、本当を

言えば1つ1つ説明していただければと思うんですが、特に繰越額が、金額が多い項目については、やはり合理的な理由が存在しないといけないと私は思っております。ですから、金額が多いところを幾つか絞って説明をしていただければと思います。そして、令和5年度で本来やるべき事業だったにもかかわらず、丸々繰越しというのがあるのであれば、これ相当の理由が必要だと思うんです。もし、こういうのがあれば説明をしていただければと思います。

報告第9号につきましては、これは単純に土地交渉がうまくできなかったというふうに捉えてよろしいのでしょうか。繰り越したことで事業のスケジュールに影響はないのでしょうか。このことを質問いたします。

○議長（山村恵美子君） 掛田議員、繰越予算については、予算のほうで説明してありますので、個別のことはちょっと取り下げてくださいと思います。

そのほか、ございますか。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

○10番（新田真一君） 報告第7号の先ほどありました継続費のことにつきましてお伺いします。

何が残って、どうかというのは今説明があったからよろしいんですけども、この給食調理場整備事業については継続予算ということで、5年度が終了の予定であったと。それがさらに残って繰り越すということになるんですが、継続費の繰越しについて、5年で、予算執行を1つの切りとして、これは残ったことでもう一つというふうな扱いになるのか、継続予算そのものが6年目を迎えて、継続費としての完了というのは1年延びたということになるのかということについてお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

○教育部長（宮脇有子君） 継続費のほうの、令和5年度が確かに最終年度でございまして、事業が完了しなかったために、令和6年度まで継続費の期間の延長を議会のほうでお願いしたところでございますので、継続費の期間とすれば延びるということでございます。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

○10番（新田真一君） 分かりました。質問の趣旨は、継続費の在り方についての総括をすべきだということを申しておりましたけども、それは、来年度決算委員会に出ないとできないということになるのでしょうか。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

○教育部長（宮脇有子君） 継続費そのものは御承知いただいておりますように、複数年にわたってトータルした予算を効率的に執行していくというものでございますので、決算が終わった時ということになりますので、来年度ということになります。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告5件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第58号 三次市税条例の一部を改正する条例(案)

議案第59号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第60号 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第61号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第62号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第63号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)

議案第64号 三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第65号 三次市生産物等直売所設置及び管理条例及び三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第66号 三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第4、議案第58号三次市税条例の一部を改正する条例(案)から議案第66号三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)までの議案9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第58号から議案第66号までの議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第58号三次市税条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、私立学校法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことなどに伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、条項ずれの修正等を行おうとするものであります。

次に、議案第59号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、三次市税条例の一部を改正する条例の施行に伴い、関係条例である三次市特別災害

被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、職権による減免を可能とする規定を追加しようとするものであります。

次に、議案第60号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布に伴い、関係条例である三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表の短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスに係る、居住又は滞在に要する日額費用を改正しようとするものであります。

次に、議案第61号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、家庭的保育事業等における保育士の配置基準を改正しようとするものであります。

次に、議案第62号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、御説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、施設情報等について、書面の掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない等の改正をしようとするものであります。

次に、議案第63号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について、御説明申し上げます。

本案は、三次市立小童小学校を令和7年4月1日から三次市立甲奴小学校に統廃合することに伴い、関係条例である三次市立学校設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1中、三次市立小童小学校の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第64号三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、はらみちを美術館の指定管理者の指定に伴い、関係条例である三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、他の指定管理施設と指定期間の終期を統一しようとするものであります。

次に、議案第65号三次市生産物等直売所設置及び管理条例及び三次市特産物加工施設設置及

び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、君田林産物等展示販売施設及び君田地域農産物等活用型交流促進施設の指定管理者の指定に伴い、関係条例である三次市生産物等直売所設置及び管理条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、他の指定管理施設と指定期間の終期を統一しようとするものであります。

最後に、議案第66号三次市いにしえの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、現在の指定管理者が子会社を設立し、指定管理業務の事業継承を行うことに伴い、関係条例である三次市いにしえの里設置及び管理条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、事業継承を行う子会社を指定管理者として指定することに伴い、指定管理期間の終期を現在の指定管理者の指定管理期間の終期である令和9年3月31日までとしようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 関連として聞きたいんですけども、議案第61号の三次市家庭的保育事業等の設備及び管理、運営の事業の改正がございますけども、3歳児が20人につき1人が15人に1人と、4歳以上児が30人に1人が25人に1人ということになっておりますが、これ、家庭的保育ということになっておりますけども、公の保育所、私立の保育所ですね、そこらの改正はないのか。また、この家庭的保育等々について、三次市から助成していれば、その改正によって助成が増えるのかどうか、そこらのところはどのようにしているのかお伺いしたいと思えます。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） 議案第61号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますけれども、家庭的保育事業等の対象となっております事業につきましては、三次市では事業所内保育事業が2所、小規模保育事業が2所ございます。これらにつきましては、受け入れている子供たちは0、1、2歳の子供ということで、この条例改正は3歳以上の児童の配置基準について改正されておりますけれども、今現在、三次市における4所の事業所については、この条例の影響はございません。

あと、認可保育所の3歳以上の子供たちの配置基準の改正につきましては、これにつきましては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されておりますので、これに基づいて基準が既にもう改正されております。

市内の保育所等におきましては、この児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正によりましては、大規模所については、既に2クラス配置されているとかというようなこともございますので、大きな影響はございませんが、一部の保育所においてはやはり基準を超えているということもございます。全てにおいては対応できていないという状況でございます。

○議長（山村恵美子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、教育民生常任委員会に議案第58号から議案第64号の議案7件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第65号及び議案第66号の議案2件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第67号 損害賠償の額を定めることについて

議案第68号 指定管理者の指定について

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第67号損害賠償の額を定めることについて及び議案第68号指定管理者の指定についての議案2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第67号及び議案第68号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第67号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和5年8月10日に三次市甲奴町西野40番1、甲奴支所駐車場で発生しました、グレーチングの隙間に足を落とされたことによる負傷に対する損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第68号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

三次市いにしへの里ほか5施設について、令和3年度から令和8年度までの指定管理協定を締結しています現在の指定管理者から、事業継承を行う子会社を新たに指定管理者の候補者としましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第67号の議案1件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第68号の議案1件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第69号 令和6年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）**

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第69号令和6年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第69号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第69号令和6年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億2,405万1,000円を追加し、補正後の総額を389億3,405万1,000円にしようとするものであります。本補正は、国の物価高騰対策に関連する補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。総務費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業5億2,405万1,000円を追加しようとするものであります。本事業は2事業を追加するもので、まず、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業1億1,611万6,000円は、物価高騰に直面する生活者への支援として、令和6年度に新たに、住民税非課税となった世帯及び、新たに均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給し、あわせて当該対象世帯等の18歳以下の児童に対し、1人当たり5万円を支給するものであります。

続きまして、定額減税調整給付金給付事業4億793万5,000円は、定額減税の対象者で、定額減税可能額が令和6年度分推計所得税額等を上回り、減税し切れないと見込まれる方に対し、差額を調整の上、支給するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5億2,405万1,000円を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

○4番（増田誠宏君） まず最初、1点目として審査シートを出していただいておりますが、その中でスケジュールとして、6月初めからシステム改修となっておりますが、このシステム改修とい

うのは予算書上どの項目になるのか。

2点目として、また、その金額はどの程度になるのかお伺いします。

3点目として、非課税世帯の給付は7月、調整給付は8月、これはあくまで、早く手続が進んだ場合と思われるんですが、物価高騰に対して、生活支援の観点から早期の支給をしてほしいという声をよく聞きます。そうした中で、給付事務のデジタル化ですよね。デジタル化、国によるとスーパーファスト手続というそうなんです、早期手続や、予算事務の効率化のため取り入れていかないのかお伺いします。

以上、3点です。

(福祉保健部長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 影山福祉保健部長。

○福祉保健部長(影山敬二君) 1点目の6月のシステム改修の予算でございますけども、このシステム改修につきましては予備費のほうを充当させていただくこととしております。

それから、次の2点目の、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付のスケジュールでございますけども、8月、9月、10月というところで審査シートのほうには給付というふうに書いております。まず、こちらのほうでその前の住民税非課税者、それから均等割のみの非課税世帯、この方たちの世帯への給付も同時並行で行っていきます。まずは生活にお困りの方、住民税非課税世帯及び年均等割世帯、そういった方への給付を優先させていただきまして、今回、議決を頂ければ即座に給付事務のほうに入っていきたいと、先行して給付をしていきたいというふうに考えております。

それから、定額減税し切れない方への調整給付につきましては、新たにシステム改修を組む必要がございますので、やはりちょっとスタートに時間がかかるということがあります。給付に関するデジタル化でございますけども、先ほどの予備費のシステム改修の金額でございますが、156万7,500円となっております。

それから、システム改修をすべきであるという御意見、デジタル化を進めるべきということでございますけども、調整給付につきましては、初めて給付をされる方、課税者の方が対象となっておりますので、こちらのほうで口座情報等は持ち合わせてない方が大多数であると想定しておりますので、マイナンバーのほうを活用して給付のほうに当たっていきいたいと思っておりますけども、住民税非課税世帯及び均等割の方につきましては、これまでも、令和3年度、4年度というふうに以前から給付のほうをしておりますので、そちらのほうの給付に当たった際の口座情報のほうを、こちらのほうで有しておるものを活用していきいたいというふうに考えております。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

○4番(増田誠宏君) システム改修については予備費ということなんです、156万円、そんなに、予備費全体から見ると大きな金額ではないんですが、関連して質問させていただきます。この予備費、補正等を戻していかなくてよろしいのか、お伺いします。

次に、3点目の質問のデジタル化という部分なのですが、これはお隣、岡山県の総社市さん、6万9,000人ですが、今回、職員も住民も時間を無駄にしないために、デジタル化、DXの取組の中で進めていくということなのですが、本市としても、三次市総合計画であらゆる分野、DX化、取り組んでいくという部分でしておりますので、特に調整給付というのは、恐らく若い人も多いのではないかと思いますので、導入しやすいのではないかと思いますので、その辺りお考えないのか、再度お伺いします。

○議長（山村恵美子君） 増田議員、予備費に関してですが、「補正に戻す」「予備費を補正に戻す」、そのこのところをもう一度。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

○4番（増田誠宏君） 予備費を、今後戻して、補正して、戻していかなくてもよろしいのかという意味で質問させていただきました。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

○総務部長（桑田秀剛君） 予備費についてでございますけれども、令和6年度の一般会計予算の予備費は3,000万円ございます。先ほどの160万円でございます、予備費のほうはまだ余裕がございますので、補正で増ということは今のところは考えてございません。

（福祉保健部長 影山敬二君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 影山部長。

○福祉保健部長（影山敬二君） デジタル化のことでございますけれども、給付に当たってのデジタル化といいますと、マイナンバー利用のことであろうかと思えます。非課税あるいは均等割の方への給付につきましては、これまでもマイナンバーのほうを利用しておりませんでした。先ほども言いましたシステム改修のほうで、今回給付できるようにしますけれども、それを利用する。マイナンバーを利用するの給付ということになりますと、最初からシステムを構築する必要がありますので、時間を要しまして、迅速な給付のほうに影響が出てこようかと思っております。

調整給付につきましては、先ほども申しましたけれども、これまで、件数、今回、課税者の方が主体でありますので、市のほうで把握している給付金の口座がないということが想定されません。そういったことで、マイナンバーを利用して確認書といいますか、申請書に代わるものを打ち出しまして、それを確認してもらうという作業が必要になろうかと思えます。いずれにしても、マイナンバーを利用して即座に口座に入ることまではできないと。どうしても確認の事務を御本人さんにもしていただき、また、市のほうでもしていただくということになりますので、即座にお持ちの口座のほうに入金できるシステムではございません。

以上です。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第69号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号令和6年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第70号 令和6年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第70号令和6年度三次市一般会計補正予算（第2号）

（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求めらる）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第70号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第70号令和6年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び債務負担行為の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,996万1,000円を追加し、補正後の総額を391億7,401万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から御説明いたします。総務費は、戸籍住民基本台帳事務経費474万6,000円を追加、民生費は、三次市社会福祉協議会補助金1,660万5,000円を追加。衛生費は、新型コロナウイルス定期接種事業1億5,213万6,000円を追加、農林水産業費は、君田地域農産物等活用型交流促進施設に係る施設機器管理委託料24万1,000円を減額するものの、同施設の指定管理料103万3,000円を追加するなど、あわせて121万2,000円を追加。商工費は、君田温泉施設改修支援

補助金6,000万円を追加、教育費は、はらみちを美術館に係る指定管理料326万2,000円など、合わせて526万2,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金385万5,000円を追加、寄附金は、ふるさと納税寄附金200万円を追加、繰入金は財政調整基金繰入金1億2,578万6,000円など、合わせて1億4,239万1,000円を追加、諸収入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金9,171万5,000円を追加しようとするものであります。第2条繰越明許費につきましては、第2表のとおり、市道新設改良事業（十日市276号線）について、令和7年度に繰り越そうとするものであります。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、第3表のとおり、君田温泉施設改修支援補助金について、限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） ただいま議題となっております議案第70号については、予算決算常任委員会において審査することにし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号の議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議会の活性化等について

○議長（山村恵美子君） 日程第8、議会の活性化等についてを議題といたします。

本市議会は、市民の負託に的確に答えるため、議会人としての人材育成や、あらゆる分野からの意見集約など、多様な人材の参画が必要と考えています。その実現に向けて、処遇面も含め、議会活性化に向けた具体的な調査研究を行うため、10人の委員をもって構成する議会活性化等検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議会の活性化等については10人の委員をもって構成する議会活性化等検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました議会活性化等検討特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、掛田議員、徳岡議員、月橋議員、増田議員、中原議員、山田議員、國重議員、細美議員、竹田議員、片岡議員、以上10人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10人の議員を議会活性化等検討特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。特別委員会の正副委員長については、今会期中に委員会を開会され互選されますよう、年長委員の方はよろしくお願いいたします。

ここで、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週17日月曜日から19日水曜日までの3日間、14人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う3日間につきましては、議事の関係上、会議の開始を9時30分を予定しておりますので、傍聴を御希望される方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前10時58分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年6月14日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 竹田 恵

会議録署名議員 増田 誠宏